

令和3年（行コ）第46号 環境影響評価書確定通知取消等請求控訴事件

裁判官 水野有子 大西忠重 遠藤俊郎（言渡日 令和4年4月26日）

判決骨子

1 主な争点

- (1) 控訴人らの原告適格
- (2) 本件確定通知の違法性

2 当裁判所の判断の理由の骨子

原判決と結論を同じくし、控訴人らの各控訴をいずれも棄却した。

(1) 原告適格について

ア 大気汚染（とりわけPM_{2.5}）による健康・生活環境に係る被害のおそれを理由として、控訴人ら全員に原告適格が認められる。

イ 排出される大量のCO₂により気候変動の進行を通じて被害を受けない利益（CO₂排出に係る被害を受けない利益）については、原告適格の理由とはならない。

原告適格を認めるためには、法的に保護された個人の利益が侵害されるおそれがあることを要するところ、CO₂排出に係る被害を受けない利益については、関連法令をみても個人の利益として一義的に保障されているものとは解し難く、現時点では、国際的あるいは国内的にも、その具体的な内容についての議論が成熟しているとはいえない。したがって、原告適格を基礎付けるに足りる個人の利益とまではいえない。この利益は、重要であって、人類にとって喫緊の政策課題であるが、現時点においては、それは、一般的公益的利益として政策全体の中で追求されるべきものである。この判断は、今後の内外の社会情勢の変化によって、この利益の内実が定まっていき、個人的利益として承認される可能性を否定するものではない。

(2) 本件確定通知の違法性について

ア CO₂排出に係る被害を受けない利益の侵害を理由とする違法について

この利益は法で保護された個人的利益ではないから、行訴法10条1項によってその侵害を違法事由として主張することができない。我が国の地球温暖化対策には様々な課題があるが、それは、政策的なものであるから、司法の場において、それらを踏まえ、この利益の侵害の有無を理由に、本件確定通知が違法であるとも適法であるとも判断をすることはできない。

イ 本件確定通知の違法性の判断枠組

変更命令をせず、本件確定通知をするという判断は、政策的知見、科学的・専門的技術知見に基づく総合判断であるから、その判断は、経済産業大臣の広範な裁量に委ねられる。したがって、その濫用又は逸脱がある場合に違法となる。

ウ PM_{2.5}の検討の欠落について

経済産業大臣の広範な裁量を逸脱又は濫用したとまで認めるべきものではない。

確かに、内外において環境影響評価上PM_{2.5}の予測・評価をした例が存在し、その予測・評価も一定の精度をもって行うことも可能であると認められ、本件発電所の事業特性・地域特性も考慮すると、本件環境影響評価において、PM_{2.5}を予測・評価の対象とするという選択肢も十分あった。

しかし、その判断は、専門的・技術的かつ政策的なものであり、本件確定通知がされた平成30年5月時点において、PM_{2.5}を環境影響評価に導入すべきであるということが、国際的・社会的に一般的であって、求められていたとまで認めるることはできない。

エ 他の点について

控訴人らが主張する他の違法事由については、環境への配慮の観点から傾聴に値する指摘もあり、適不適が問題となり得るものもあるが、本件確定通知を違法とすべきものではない。